

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（38）」
2. 日時：平成30年7月19日 13時30分～20時00分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、
糸川安全審査専門職

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、河野主任技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、
中村技術研究調査官、橋倉技術研究調査官、中野技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、
澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 調査役 他15名

5. 要旨

- (1) 共通事項及び劣化状況評価（低サイクル疲労、コンクリート構造物、耐震安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について

○共通事項及び劣化状況評価（低サイクル疲労、コンクリート構造物、耐震安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【共通事項】

- 貫粒型応力腐食割れの保全方針について、海塩粒子の影響を確認する塩分測定実施部位の選定の考え方について説明すること。
- 原子炉圧力容器の全面腐食及び流れ加速型腐食の進展傾向が極めて小さいと判断した理由としている評価手法の内容について説明すること。

【劣化状況評価（低サイクル疲労）】

- 原子炉再循環ノズルクラッド部について、熱疲労の影響や供用期間中検査による欠陥検出性を踏まえて疲労評価に対する考え方を説明すること

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

- 東北地方太平洋沖地震による疲労累積係数の評価について、評価に用いた等価繰り返し数だけでなく、ピーク応力についても説明すること。
- 中性子照射脆化を考慮した評価について、耐圧・漏えい試験時の K1 評価点は地震荷重の影響を考慮する必要がないとしている理由を説明すること。
- 耐震安全性評価で評価している劣化事象毎に、応力等評価又は想定亀裂に対する破壊力学評価のいずれを用いているのか説明すること。
- 後打ちケミカルアンカについて、許容応力の考え方を説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 資料提出について

○日本原子力発電から資料提出（2相ステンレス鋼の熱時効、耐津波安全性評価）があり、原子力規制庁として、今後、資料を確認の上適宜コメントを行う旨伝えた。

6. 資料

- (1) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」
- (2) 「東海第二発電所 劣化状況評価書（低サイクル疲労） 原子炉再循環ノズルクラッド部の健全性について」
- (3) 「東海第二発電所 熱時効の亀裂進展力評価の弾塑性解析解の適用性に関して」
- (4) 「東海第二発電所 劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効） 補足説明資料」
- (5) 「東海第二発電所 劣化状況評価（コンクリート構造物：コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下（含む鉄骨の強度低下）） 補足説明資料」
- (6) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改15）（7月12日提出資料）
- (7) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価）」
- (8) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改16）
- (9) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価）」
- (10) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価） 補足説明資料」
- (11) 「工事計画認可申請書論点の劣化状況評価書への影響と反映内容」